

# GLOBE

グローブ 2016 冬

84



(公財) 世界人権問題研究センター

# 「帰国」 記念の碑

(京都市立柏野小学校)



北区柏野小学校の運動場の片隅に、高さが1 mに満たない石碑が立っています。正面には、「朝鮮民主主義人民共和國／帰國者西陣集団一同／記念」、裏面には、「千九百五十九年九月十九日」と刻字されています。1959年から1984年までに9万人余りの在日朝鮮人とその日本人家族が、日朝赤十字社間で結ばれた「帰還協定」に基づいて、朝鮮民主主義人民共和国に集団「帰国」しました。1959年12月14日、238世帯、975人を乗せた第1船が新潟を出港しました。石碑の文言から、西陣の織物関係の仕事に従事していた人々が「帰国」にあたって、当時、民族学級が設置されていた当校に残したものと推測されます。

# GLOBE

GLOBE No. 84 2016 winter 目次

連 載	新しい人権問題への対応	大谷 實	2
外部寄稿	みんなの知恵でPDCA	梅澤 優司	4
連 載	アジア諸国と人権(その四三)	安藤 仁介	6
研究第一部	パリ第二大学人権法研究センターの 客員研究員になつて	岩沢 雄司	8
研究第二部	胞衣 <sup>えな</sup> の取扱いをめぐるつて —明治20年代前半の京都を中心に—	白石 正明	10
研究第三部	京都市立小学校民族学級の歴史	松下 佳弘	12
研究第四部	性犯罪処罰規定の改正に向けた動き	吉田 容子	14
研究第五部	『国際理解教育ハンドブック』の発刊に際して	藤原 孝章	16
ガイド紹介	新人ボランティア人権ガイドの紹介	吉野 克行	18
人権の窓	京都市こころの健康増進センターのご案内	波床 将材	20
報 告	人権フォーラム「人権の世紀」の実現に向けて	矢野 亮	22
事業案内	2015年度 人権大学講座		24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「メジロ」(留鳥) 12月京都市府立植物園にて <(公財) 叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 新しい人権問題への対応



研究センター理事長  
学校法人同志社総長

### 大谷 實

憲法は、13条前段で個人主義の原理を明らかにしたうえで、後段で、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を基本的人権とする旨を定め、14条以下で具体的な人権規定を列挙しました。その意味で、人権とは幸福を求めて生きる権利つまり幸福追求権であると定義することができず。なお、13条では「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」と並列的に規定されていますから、「生命、自由」は人権とは別のものとも思われますが、生命および自由なしには幸福追求権は成り立ちえませんから、幸福追求権の基礎となる権利と考えるべきでしょう。

こうして、人権とは、幸福の追求または幸福に生きて行くための権利であります。それだけではあまりに漠

然としていて、具体的な利益・権利を確定することができません。そこで前号では、幸福追求権を支えているものは、「個人が人間らしく生きて行くうえで不可欠な利益・権利」であるから、これこそ幸福追求権ないし幸福を求めて生きる権利の前身であると考えてみました。

そこで、前回の約束通り、今回から、新しい人権問題を具体的に取り上げて検討することになります。近年、新しい人権問題として取り上げられているものは十指に余ります。まず、犯罪被害者の人権問題から始めることにします。

先程も整理しましたように、私たちは、誰でも幸福を求めて生きる権利を憲法で保障されています。しかし、ある日突然、犯罪によって幸福に生きる権利を奪われてしまうことがあります。例えば、一家の働き手が殺人犯に殺されてしまったような場合、殺された本人が被害者であることは勿論ですが、その家族や遺族も経済的に大きな影響を受けるばかりでなく、精神的にも計り知れない打撃を被ります。そこで、被害者問題を扱うときは、被害者本人だけでなくその家族や遺族を含める趣旨で「犯罪被害者等」という言葉が用いられます。

犯罪被害者等は、犯罪の種類や被害の程度にもよりますが、多くの場合、犯罪に遭ったことによる精神的ショック、犯人に対する怒りや報復心、近隣の人たちの好奇心や中傷などにより、平穏な生活を害され、生活の破綻に

つながることも稀ではありません。性犯罪をうけて、一生を台無しにされる女性も数多いのです。

その結果、犯罪被害者等の多くの方は、幸福を求めて生きる権利を奪われていると言っているのですが、かつては、犯罪被害者に人権はあるのかといった主張が有力でした。私は、1970年頃から、犯罪被害者の人権を根拠にして、被害者等の救済制度の必要性を訴えて市民運動を展開してきたのですが、憲法に被害者の人権規定はないといった理由から、国を動かすことができませんでした。しかし、1974年に東アジア反日武装戦線による無差別爆弾テロ事件（いわゆる三菱重工ビル爆破事件）が発生し、死者8人、負傷者376人の犠牲者が出ましたが、その人々を救済するのは誰かが問題となりました。

この事件がきっかけとなって、犯罪被害者の救済が本格的に論じられようになりました。その結果、私が救済運動を初めてから10年目の1980年に、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、国が被害者や遺族に給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足し、犯罪被害者等に対する経済的支援が始まったのです。しかし、その法律においても、犯罪被害者の人権が認められたわけではなく、国の恩恵としての給付金の支給が認められたにすぎませんでした。

その後、犯罪被害者の方々が直面している状況や犯罪

被害者の団体からの要望を踏まえ、2004年12月8日に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者の人権が法律によって認められることになりました。同法は、犯罪被害者の施策に関して、その基本理念を定め、国や地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者の人々たちのための施策を総合的かつ計画的に進め、その権利利益の保護を図ることを目的に制定されました。そして、その3条は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と定め、わが国の法律で初めて犯罪被害者等の人権が明文で定められたのです。

先にも述べましたが、犯罪被害者の人々は、様々な経済的・精神的な困難に直面し、被害を受ける前の平穏な生活を害され、幸福を求めて生きる力を失っている場合が多いのです。そこで法律では、被害者等が「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けることができるよう、講ぜられるものとする」（3条3項）と規定しました。

この規定に基づきまして、国は、重点課題を設けて、犯罪被害者等基本計画策定し、着実に施行しているところです。犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の人々たちの支援として画期的なものです。新しい人権問題の対応としても、幸福追求権を根拠にした法律のモデルとして注目に値します。

## みんなの知恵でPDCA



京都市交通局企画総務部研修所長  
梅澤 優司

京都市交通局では、交通事業者の使命である「安全・安心・快適にお客様を目的地までお運びすること」に欠かせないものとして人権研修に力を入れています。近年は海外からのお客様の急増や、高齢者、障害のある方など、これまで以上に多くの様々なお客様にご利用いただいております。ますます人権の重要性が高まっています。このため、平成26年度から「全国一お客様サービス実践プロジェクト」として、お客様に心から満足いただけるよう、交通局一丸となって接遇向上に取り組んでいるところであります。

市バス、地下鉄の乗務員等の皆さんには、難しく考えず、「相手の立場に立って考える」、「相手のことを考える

て行動する」ことが人権の基本だと話しています。ただ、言うのは簡単ですが、つい自分本位に考えてしまったり、自分中心に行動してしまいがちです。そのため、地下鉄に乗っていただくお客様に対して、職員一人ひとりが、「お客様のために何ができるのか。何をしなければならぬのか」を第一に考え、行動できるように人権研修だけでなく、普段の接遇研修等でも取り組んでいます。

また、交通局では、毎年、所属研修として人権研修と業務研修を組合せて実施しています。その研修は、必ず全職場で実施し、全員が受講します。人権意識は、長く仕事をしていれば経験で高まるというものではありません。繰り返し、繰り返し意識し、気付き、考えることで高まっていくものだと思います。

交通局の職場は、市バスや地下鉄の現場をはじめ、事務、技術系の職場など職種も規模も様々で、講義だけでなくフィールドワークや参加体験など研修手法やテーマもいろいろと工夫して実施しています。職場研修を進めるに当たっては、係長・課長補佐級の職員を職場研修推進者、課長級職員を職場研修総括推進者などに位置付け、各職場で検討し、実施するようにしています。

その中心となるのが、所属長と職場研修推進専門委員です。職場研修推進専門委員は、各職場から1〜2名を選出いただき、局での人権研修やフィールドワークと

いった取組の企画や、ニュース、ポスターの発行などの広報活動を行っています。こうした活動を通して得た知識、情報等を活用して職場研修を効果的に実施していくとともに、自らの力量アップを図ることを目的としています。

しかし、研修の企画や広報といっても、本来業務を抱えながらするのは、なかなか大変です。以前は事務局が案を作成し、会議で諮って、若干の修正をするくらいでした。しかし、それでは本来の目的が達成できません。最近では研修の企画に必要な情報を持ち寄り、グループワークで案を検討し、研修内容を決めていくようにしました。また、広報もグループに分かれて、各人の分担を決め、ニュース、ポスターの作製をしてもらっています。こうしたことで、会議でのお客様の存在から、主体性を感じられるようにしています。しかし、まだまだこれからといったところです。

更に、交通局では毎年、世界人権問題研究センターからボランティアガイドの方を派遣いただき、自主研修として人権フィールドワークを土日に実施しております。以前は参加者も少なく、大体同じ人が参加しているという状況でした。これも職場研修推進専門委員の皆さんに職場で声を掛けてもらうようにしたところ、何とそれま

での3倍近い40名程度の参加を毎年いただけるようになりました。そして、参加者にアンケートを取ると、「こういう取組自体知らなかった」、「人権という視点でこの場所を訪れたことがなく気付かされた」、「仕事でよく案内はしているが初めて来て、仕事面でも役立つ」など、参考になる意見もたくさんいただけ、それをまた次に生かすことができるようになりました。

参加者が増えるともた別の問題（多人数でも可能な場所など）も出てきて、また考えなければなりません。そうして良くなっていくのだと思います。多少失敗はあっても、同じことを繰り返すのではなく、新しいことをやってみて、改善してより良くしていくこと（PDCAサイクル）が大切ではないでしょうか。それも事務局だけでなく、メンバーみんなで考えたと、いろんな発想が出てきて、本当に面白いと感じています。これからも多くの人の知恵を生かしてより良い研修に取り組み、これまで以上にお客様に喜ばれ、愛される市バス、地下鉄になるよう、みんなで頑張っていきたいと思えます。



伏見稲荷大社でのフィールドワーク風景

## アジア諸国と人権(その四三) ・カンボディア(三)



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

さてカンボディアの人権状況はどうでしょうか。新しい人権理事会の「普遍的定期審査、UPR」によれば、カンボディアはすでに二回の国家報告書審査(1997年7月に第一回、2011年6月には第2〜3回)を受けており、そこでは高級官吏の訴追に閣僚の同意が要求される制度の廃止、保安部隊による殺人・強制失踪、拘禁施設内における死亡など、政府・行政機関の行き過ぎが問題とされています。これに関連して、予備的拘禁や公判前手続きに関する法令が順守されず、恣意的逮捕が

日常化していること、容疑者に対する身体的・精神的拷問や取り調べ中の暴行、とくに囚人女性への強姦や性的ハラスメント、さらには子供が起訴されないまま弁護士や裁判所と接触の機会を与えられず、矯正施設へ入れられたり暴力を振るわれたりしていることなど、が指摘されています。

それと並んで、これらの人権侵害の被害者の救済はきわめてお粗末です。まずかれらが手軽に利用できるような救済手段が限られています。また、あるとしても、その有効性は疑問です。そして何よりも、かれらの申し立てを取り上げるべき独立の機関が欠落しており、裁判所を含む独立の司法的救済機関が存在しません。

この事態は、自由権よりも社会権を重視し、審査される国家報告書の社会権の促進を評価し、当該国家を褒め称えるUPRの一般的傾向と著しく食い違っています。いったいその原因は、カンボディアの伝統的な人権軽視に由来するのでしょうか。それとも、審査当時のカンボ

デシアに特別な事情があったのでしょうか。それを探るため、カンボディアの近・現代史を振り返って見てみましょう。

さきに見たとおり、扶南国に代わって九世紀初頭に成り立ったアンコール王朝は、現在のタイやヴィエトナム南部のホー・チ・ミン（サイゴン）市を含む、文字通り旧仏印の中核的な存在となる大帝国内に発展しました。また、世界的な芸術遺産であるアンコール・ワットの周辺には、最近の研究で水道も備えた大都市があったこともわかっています。さらに一四世紀にはタイのアユタヤ王朝に攻撃されて永久に首都を失い、これに対抗すべく引き入れたヴィエトナムのグエン朝に一九世紀半ばには併合されました。そして一九世紀後半にはフランスの保護領となり、この状態は第二次世界大戦後まで続きますが、最終的には独立を回復しています。つまり、近・現代史を通して、カンボディアはカンボディアであり続けたわけで、そのなかにとくに人権軽視につながる事情が

あったとは考えられません。

となると、カンボディアの審査当時に特別な事情があったと考えざるをえません。しかもそれは、極端なイデオロギーに偏向したボル・ポト派の存在を離れて考えることはできません。これもすでに見たとおり、ポ・ト派は無差別・平等思想に基づき、私有財産や専門職の否定、さらには都市居住者の農村移住・農耕従事を強制し、不平分子を逮捕・処罰、最終的には処刑したわけで、この間にカンボディアの人口は二百万も減ったといわれています。

この状態は、カンボディア人の不満を背景にヴィエトナムが武力介入し、ポ・ト派を放逐したことで終結しましたが、ポ・ト派の統治時期に起きた人権侵害こそがUPRの非難の原因であったことは容易に推察が可能です。これは、その後の展開を見れば、明らかです。

## パリ第二大学人権法研究センターの 客員研究員になって



研究センター研究員  
東京大学法学部教授

岩沢 雄司

### 一パリ第二大学人権法研究センター

在外研究の機会を与えられ、二〇一五年夏よりパリ第二大学の人権人道法研究センターに客員研究員として在籍している。センターのホームページは <http://www.crfh.fr> である。センターは、一九九五年にコーエン・ジョナタン教授とベタッテイ教授によって設立された。現在の所長はドウフルビル教授（43歳）で、彼が今年から自由権規約委員会の同僚になったので、受入教員にもなってもらった。センターの中心メンバーとして他に、指導評議会議長のドゥッコ教授（67歳）、修士課程人権法コース主任のトゥゼ教授（40歳）がいる。ドゥッコ教授は強制失踪委員会委員で坂元茂樹教授や薬師寺公夫教授とも親しい。トゥゼ教授は拷問禁止委員会委員に近く就任する。中心メンバー三人がみな国連人権条約委員である。その他、パリ大学内外のフランス人研究者が研究員として名

を連ねている。

パリ第二大学の Master（日本の修士に当たる一年間課程）には、人権法コースがあり、30人の学生が在籍している。約三割が留学生だが、欧州出身者がほとんどだ。国連人権機構、国際刑事法、ヨーロッパ人権法、フランス人権法が必修科目であるほか、様々なゼミが開講されている。必修科目の授業も受講生が少ないのでゼミのような形式で行われる。専修コースと研究コースがあり、専修コースの学生にはインターンシップが、研究コースの学生には論文が義務づけられる。定員の約10倍の出願者がいて、卒業生は弁護士、裁判官、国際機関職員、NGO職員など様々な進路で活躍している。博士課程に進学して研究者を目指す学生はごく少数である。それでも現在30人以上いる博士課程学生も、センターの重要な構成員である。センターは修士課程や博士課程の教育を支える役割も担っている。

センターの本拠は、パリ第二大学パンテオン三階の小さな部屋である。隣にある国際問題高等研究所の事務員がセンターの事務員も兼ねている。若干の図書購入予算があり、壁には人権法の図書が並んでいる。所長とトゥゼ教授の机があるほか、大きな共用机が二つあり博士課程学生はそこで研究ができる。私もこの部屋を使え、比較的静かに研究ができる。

センターの主な活動は、11月に二日かけて行う国際会議である。今年には欧州人権裁判所に関する第10回会議を開いた。欧州人権裁判所判事二人を含む多くの専門家を招いて、活発な議論が交わされた。その他、一日七セミナー（上記国際会議の準備会合等）や研究会も行っている（随

時)。今年は Master2 の開講ガイダンスの後に講演会を行うことも試みた。博士課程学生が研究の途中経過を披露する研究会を行うこともある。ちなみに、私が出席した博士号口述試験（公開）は休憩なしに四時間に及んだ。センターは Droits Fondamentaux というオンライン雑誌も運営している。

## ニ フランス滞在の困難

フランス滞在を始めるに当たり、日本では考えられないことが次々と起きた。行政機関の事務処理が非効率で日本のようにスムーズに進まないばかりか、職員が不親切なのだ。センターは長期客員研究員を受け入れたことがなく、私のような研究者の受入体制が整っていない。受入事務はパートの事務員が担ったが、慣れていないのでうまく進まない。査証申請には大学から受入承諾書をもらわれないといけないのだが、早めに手続に着手したにもかかわらず、書類がなかなか届かない。大学が送ったという受入承諾書は、日本の自宅には結局届かなかった。仕方がないから同書の pdf コピーで手続を始めようとしたら、パリ県庁の印がない不備が判明。交渉の末やっと受入承諾書を再発行してもらえなくなったが、なかなか埒があかない。大学事務員がパリ県庁まで赴いて印が押してある受入承諾書を取ってきて、査証申請にぎりぎり間に合った次第である。

フランス入国後の滞在許可証の申請は、さらに大変だった。入国後に書類を揃えて移民局に申請をしたところ、召喚状が届いた。ところが召喚日が自由権規約委員

会の会合と重なっていて、その日は出頭できない。事情を知る関係者に移民局の召喚日を変えるのは無理だと言われたが、大学事務員が電話でかけ合ってくれて、やつのことで召喚日を変えることができた。指定日に移民局に出頭すると、意外に簡単に手続が終わり滞在許可証をすぐにもらえて拍子抜けした。

妻の滞在許可証の申請は、移民局でなくパリ警視庁で行う。これが実に大変だった。研究者の配偶者のケースは特別らしい。そもそも何の書類を準備すればよいかわからない。インターネットで調べたりメールで問い合わせたりして解明し、パリ警視庁の始業時間に妻と二人で赴くと「17区警察署が所轄なので、そちらへ行け」と言われる。そこで17区警察署に行くと、他の滞在許可証申請者がすでに長蛇の列を作っていた。秋風冷たい戸外で二時間待たされたのは薄着の二人にはこたえた。警察署の中に入ることが許されてから震えることはなくなったものの、さらに二時間待たされ、計四時間待たされたあげくに窓口で「所轄はここではない。パリ警視庁だ」と言われた。謝罪や同情もなく横柄な回答と対応に怒りがこみ上げるのを抑えながら、急いでパリ警視庁に取返す。受付時間に遅れられないので、遅い昼食は途中で簡単に済ませる。受付時間に間に合って、何とか手続を終えた。簡単な手続のはずが、一日がかりの辛い仕事になり、夕方に妻と帰宅したときは心底ほっとした。

この原稿を書いている途中にパリでテロ攻撃が起きた。紙幅がないので、そのことに触れる余裕はない。

えな  
胞衣の取扱いをめぐる  
明治20年代前半の京都を中心に



研究センター研究員  
佐賀部落解放研究所研究員

白石 正明

「胞衣」とは、『広辞苑』（第六版）によると、「胎児を包んだ膜と胎盤」とある。

胞衣の取扱い方に関する研究は、民俗学から始まり（例えば、恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』、次に考古学（木下忠『埋甕』）、さらに歴史学へと深まった（横井清『的と胞衣』）。胞衣の処理は、一般的な風習として、胞衣を桶または壺に納めて屋敷の床下か、敷地の隅に埋めたという。

そこで今回は、京都という都市社会のなかで胞衣の処理をめぐる習俗（因習）の近代化を公衆衛生の視点から考えてみたいと思う。

一八八六（明治19）年一二月、内務省は全国で一〇万余の死者を出したコレラ等の伝染病予防策として「各地方市街ノ状ヲ為シタル場所等ニ於テ、下水疎通、しせい厠圍（便所の意）改造、塵芥掃除ヲ急」げと、清掃に関する訓令を發した（厚生省『医制八十年史』）。これを受けて京都府は、翌八七年三月一四日、府告諭第一号「清潔法に注意を加へ、各自宅内外を清潔に掃除すべし」、一六日府告諭第二号で「従来出産の節、胞衣を邸内或は床下に埋藏し、汚穢物は河溝或は山野に投棄するの習慣有之、衛生上極めて有害に付、自今其無害の地を撰定し、焼却若くは埋却致候様すべし」と「胞衣及出産汚穢物投棄禁止」を打ち出し、胞衣の取扱いが公的な衛生面の強化の一環となった。

続けて府は、四月に上下京区長が各戸長役場に「家屋清潔法」施行を取計るよう伝えた。六月、新たに上下両区域に、各町単位の衛生組合を設け、公選の衛生組長を選出し、衛生行政全般の業務を行なうこととした（小林文広『近代日本と公衆衛生』）。衛生組合発足は八月一日。

府令第一六八号を以って定めた上下京区「衛生組合規則」は全一三条からなり、第八条に「衛生組合に於ては専ら左の事項に注意すべし」として、井戸や下水の掃除、

種痘の奨励、貧病者の施療、屠牛場等の清潔などの九項目を列举した。そこには「産時の汚穢物及び胞衣を宅地内に埋蔵せざること」が記されていた。特に衛生組長の業務は第八条の九項目と、衣食住等で健康に害する習俗を漸次改良することに努めるとあった。

前述の三月の「胞衣及び出産汚穢物投棄禁止」の府告諭には、焼却・埋却の具体策は言及されなかったが、民間業者が引き受けた。すでに東京・横浜で胞衣関連の業務に携っていた中川幸七（東京京橋区銀座三丁目）が山城愛宕郡一乗寺村の山口喜四郎と協同で、京都吾妻社として事業を立ち上げた。そして四月、洛東白川村に胞衣埋納所を設立して胞衣汚物焼却場に充当したき旨を京都府に出願し、認可されたが、最終的には愛宕郡今熊野村の劔ノ宮地続き（境内）に胞衣埋納所を移し、設置した。七月、京都吾妻社は下京区四条通堺町東入ルに事務所を設けた。会社は株式会社とし、利用料金を三区分（二円、一円五〇銭、一円）に決めた。胞衣の引き取り方は、新聞報道によれば「出産の節報告すれば人夫を出して胞衣汚穢物とも引取り愛宕郡今熊野村劔之宮の棚内にて之を埋蔵し之を焼却する」とある（『日出新聞』明治20・7・14）。

このようにして胞衣は公的な規則の下で処理されて

いった。そして前述の衛生組長は、胞衣が正しく処理されているか注意深く監視することとなる。

次第に態勢が整備されていった九月二一日に、愛宕郡今熊野村劔ノ宮地続きで胞衣埋納碑の建碑式が行なわれた。式場には下京区長、郡長、それに府書記官、衛生課長らが列席した。のち祝宴が開かれ、数多くの人がびとが参加したという。

だが一〇月末には京都吾妻社は、東京から派遣されていた社員が帰京、吉村逸明・安田専太郎ら京都の資産家たちが事務を引き継ぐこととなった。そのことが市民に信頼感をもたらしたのか、胞衣の処理を同社に依托するひとが増えたという。

また一方で京都吾妻社の開業とほぼ同時期の五月に京都第一愛身社が設立されている。上京区丸太町通新町西入ル梅屋町に小川孫七・田中忠右衛門らが発起人となつて、府内の産科医や産婆ら四五名の賛成を得て胞衣埋納・汚穢物焼却の営業を発足する運びとなった。そして埋納所を洛北東紫竹大門村に築くことを決めた。

その後、吾妻社と愛身社は競合することになったが、その結末は不詳。一八九〇年段階で、両社とも史資料的に確認できず、京都の胞衣処理は、新しい会社・京都衛生社にまかされることとなった。

## 京都市立小学校民族学級の歴史



センター研究員

松下 佳弘

京都市では現在二つの小学校で、「コリアみんぞく教室」と呼ばれる取組が続けられ、在日コリアンの三年生以上の児童が、週に二時間、韓国・朝鮮の言葉や文化を在日コリアンの先生から学んでいます。これは民族学級と呼ばれていますが、京都市ではどのような経過でつくられたのか、その歴史を調べてみました。

敗戦後も日本に残留した朝鮮人は、子どもに朝鮮語を教えるための学校を自らの手で開設しました。それまで日本の学校にいたことから、朝鮮語の読み書きができなかったためです。朝鮮人学校は次第に整えられ、全国で

五万人程が学ぶまでに拡大しますが、一九四八年、政府は朝鮮人児童生徒の小中学校への就学と朝鮮人学校に教育法による学校認可を義務づけました。そして、翌年には学校を閉鎖し、児童生徒を公立学校に転校させることを知事に命じました。

中京区西ノ京両町の朝連西陣小学校では、一九五〇年三月に学校を閉鎖し、子どもは、居住地の小学校に編入しました。この時、京都市では四百名程の児童が、市立小学校に転校したと考えられます。これまでの朝鮮語の授業が無くなったことから、子どもや保護者は、地元の小学校で朝鮮人教員による朝鮮語など授業を実施するよう、京都市と何度も交渉しました。経過は省略しますが、一九五三年末、市教委は、「朝鮮人のための特別教育実施要綱」を策定し、市立小学校に朝鮮語等を教えるための学級を設置することを決定しました。「要綱」に基づいて、養正、陶化、山王、南大内、柏野、待風、上賀茂、朱雀第四、嵯峨野の九小学校で、「特別教育」が開始されました。その形態は、終日朝鮮人児童のみで構成される「特別学級」、授業時間中に抽出する「抽出学級」、授業終了後に抽出する「放課後学級」とされました。参加

した児童総数は、九〇〇名程と考えられます。この年度の市立小学校の朝鮮人児童数が約四八〇〇人であったことからみても、対象となった児童は限られたものでもありません。

左京区の養正小学校では、一九五四年一月に特別学級を開設しました。学年ごとに編成されたいわゆる普通学級とは分離し、朝鮮人児童のみで構成される三、四年生（四十九名）と五、六年生（四十四名）の複式の二学級、それぞれ、日本人教員を担任、朝鮮人講師を副担任としました。教員は、特別学級設置のために新たに任用されました。ただ、特別学級に入級しなかった児童も、三、四年生で十二人、五、六年生で二十四名いました。

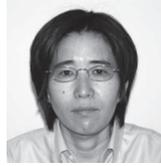
授業は、日本人担任が指導する指導要領に基づいた通常の教科を基本としつつ、これに朝鮮語（「国語乙」）および朝鮮の歴史・地理（「社会乙」）等を追加し、副担任の朝鮮人講師が指導しました。このような完全な分離授業という形態は、京都市では唯一のものでした。当時のPTA会報は、担任による「朝鮮人学級開設にあたって」を掲載しています。ここでは、教育基本法第三条を掲げ、「朝鮮人を教育することは教育の機会の上より当然のこ

と」とし、「異国の地で民族独立を念願する朝鮮人達の児童」を指導育成することは、担任に「課せられた問題」であるとしています。その上で、「同じ養正校の校舎に学ぶ一学級としての朝鮮人学級」であり「何ら養正校より分裂したわけではありません」として、保護者に対して日本人が中心の普通学級との一体性を強調しています。

当時三年生だったAさんは、「朝鮮語常用」と家に張り紙をする程の教育熱心であった父親にすすめられて朝鮮学級に移ったといいます。「あの頃はきつい差別があったから（入級して）ほっとしましたね。」と話されています。この「朝鮮学級」は、抽出学級の形態に変更される一九六七年三月までの十三年余りの間運営されました。合わせて約二〇〇名が「朝鮮学級」を卒業しました。日本人が中心である公立小学校の中の朝鮮人の子の学級での教育経験は、どのようなものだったのでしょうか。

その後、京都市の民族学級は、児童数や、設置校の減少、名称の変更などの経過もありましたが、養正小学校では、開設から六十年を経た現在も「コリアみんぞく教室」として継続しています。

## 性犯罪処罰規定の改正に向けた動き



研究センター研究第四部長  
弁護士・立命館大学大学院法務研究科教授

吉田 容子

一、性犯罪は、最も深刻な女性に対する暴力であり、重大な人権侵害である。

しかし、性犯罪を処罰する日本の刑法規定は、個人的法益ではなく社会的法益の箇所に規定された制定当初の条文がほとんど改正されず、被害者個人の権利等を保護するものとの保護法益論が一般化した後も、処罰範囲、処罰要件、処罰の重さ等において被害の実態に見合わないままである。国連女性差別撤廃委員会や同自由権規約委員会からも、その最終見解において繰り返しその是正を勧告されておりとおりである。しかし、日本政府は、長年、国内外からの批判や勧告にもかかわらず、法改正の検討を怠ってきた。

二、ようやく2014年10月、当時の法務大臣の意向をうけ、法務省は「性犯罪の罰則に関する検討会」を設置し、2015年8月に検討結果の「取りまとめ報告書」を公表した。その概要は以下のとおりである。

- (1)、(準)強姦罪及び(準)強制わいせつ罪を非親告罪とすることについては、積極的意見が多数。
- (2)、特に年少者が被害者である性犯罪について、公訴時効を廃止または停止(例えば成人に達するまで)すべきかについては、消極的意見が多数。
- (3)、配偶者間においても強姦罪が成立することを明示すべきかについては、消極的意見が多数。
- (4)、強姦罪の主体等の拡大(行為者男性・被害者女性という限定をなくし、行為者・被害者のいづれについても性差をないものとする)については、積極的意見が多数。  
肛門性交、口淫等の性交類似行為については、男性器を肛門や口に挿入する行為は強姦罪(男性器の女性器への挿入)と同様の刑で処罰することとすべきとする意見が多数。指や異物をこれらに挿入する行為も含むべきであるとする意見は少数。
- (5)、強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和については、消極的意見が多数。
- (6)、地位・関係性(例えば、親子・内縁配偶者の子、施設職員と入所者)を利用した性的行為について

は、何らかの規定を創設するべきとの積極的意見が多数。

(7)、いわゆる性交同意年齢の引き上げについては、これに積極的な意見がある一方、これに慎重な意見もあり、いずれかが大勢を占めるには至らず。

(8)、強姦罪の法定刑の下限については、引き上げるべきとの意見が多数。強制わいせつ罪の法的刑の引き上げについては、上限・下限いずれについても消極的意見が多数。

強姦犯人が強盗を犯した場合についても、強盗強姦罪と同様に処罰する規定を設けるべきかについては、積極的意見が比較的多数。

三、そして、2015年10月、法務大臣は、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問を行った。その概要は以下のとおりである。

(1)、強制わいせつ罪及び強姦罪を非親告罪化する。わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪についても、非親告罪化する。

(2)、強姦罪の構成要件について（現行法は、「女子」に対する「姦淫」（陰性交）のみを強姦罪として重い処罰の対象としている）、行為者及び被害者の性別を問わず、性交等（陰性交、肛門性交、口淫）を重い処罰の対象とする。

(3)、18歳未満の者を現に監護する者（例・父母等）

であることによる影響力を利用して、性交等・わいせつ行為をした場合も、強姦罪・強制わいせつ罪と同様に処罰する規定を設ける。

(4)、強姦罪の法定刑（現行法は、3年以上の有期徒刑）を「5年以上の有期徒刑」に引上げる。強姦致死傷罪の法定刑（同、無期又は5年以上の有期徒刑）を「無期又は6年以上の有期徒刑」に引上げる。これに伴い、集団強姦罪（4年以上の有期徒刑）と集団強姦致死傷罪（無期又は6年以上の有期徒刑）を廃止する。

(5)、強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は、その先後を問わず、「無期又は7年以上の懲役」とする（現行法では、強盗が先行した場合は強盗強姦罪として無期又は7年以上の懲役、強姦が先行した場合は強姦罪と強盗罪の併合罪として5年以上30年以下の懲役）。

四、1907年制定の刑法が定めた性犯罪の処罰に関する規定が、100年以上を経て、大きく変わろうとしている。いくつか重要な項目が法制審への諮問内容に含まれなかったことは残念であるが（年少被害者にかかる公訴時効の停止、配偶者間の強姦罪成立の明記、暴行脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引上げなど）、それにしても重要な法改正がなされる可能性が高まったことは評価すべきである。法制審の検討状況、その後の立法状況に注目していきたい。



研究センター研究員  
同志社女子大学現代社会学部教授

藤原 孝章

2015年6月、私が所属する学会の1つである日本国際理解教育学会から『国際理解教育ハンドブック』（明石書店）が刊行された（以下、『本書』と略記）。今回は、編集作業に関わった経緯から、『本書』について紹介をさせていただこうと思う。

前回、本誌に執筆した際、『グローバル時代の国際理解教育』（2010年、明石書店、以下『前書』と略記）を、「国際理解教育の最前線」として紹介した。昨今、「グローバル人材育成」の声が高いが、『前書』は、英米のグローバル教育を背景にしつつ1990年代の国際理解

教育研究の成果をまとめたもので、「日本版グローバル教育」といったいいものであった。国際理解教育の理論的な枠組み、授業実践に不可欠の目標と学習領域（「多文化社会、グローバル社会、地球的課題、未来への選択」）、学校での実践モデルを示したもので、幸いにも版を重ね、世に広く認知されることとなった。

『前書』が学会の第20回研究大会記念出版であるのに対し、『本書』は第25回研究大会記念出版である。この5年間に、学会では、『現代国際理解教育事典』（明石書店、2012年）、『日韓中でつくる国際理解教育』（明石書店、2014年）を刊行している。『本書』は、『前書』の改訂版と考えていたが、5年間の研究成果や新たな実践、ESDなど内外の動向、日韓中の連携などをふまえて、装いを改めて出版された。全体構成は、第1部「国際理解教育のベースペクティブ」、第2部「国際理解教育の歩み」、第3部「国際理解教育のカリキュラム」、第4部「国際理解教育の実践」、第5部「国際理解教育の国際動向」の5部22章、12のコラムおよび付録からなっている（執筆者はすべて学会会員である）。

特筆すべきは、この5年間に日韓中の国際理解教育の連携がすすみ、2015年5月には北京で国際理解教育

の実践研究会があり、日中の学校教員の授業実践の協同的な取り組みが始まろうとしている。韓国の国際理解教育学会では、ユネスコアジア太平洋国際理解教育センター (APCEIU) のバックアップのもと、2015年の研究大会において、後述するグローバル・シティズンシップ教育（韓国では世界市民教育と呼称）について課題と実践を探っており、日本側からも筆者が出席し、『本書』の内容および問題意識との関わりを紹介したところである。

2015年は、周知のように、第二次世界大戦終結70年（日本の戦後70年）、国連創設70年であり、日本にとっても国際社会にとっても節目の年であった。また、2014年に、国連ESD（持続可能な開発のための教育）10年が終わり、2015年はMDGs（ミレニアム開発目標）15年が終わり、次の15年間、2030年にむけて新たにSDGs（持続可能な開発目標）が設定されたところである。

ユネスコは、現在「Post-ESD」SDGsに対応すべく「グローバル・シティズンシップ教育」(Global Citizenship Education : GCED) を提唱している。日本の国際理解教育が「日本版グローバル教育」として理論的、実践的に

構築してきた作業とクロスする流れともいえる。

「グローバル人材の育成」という日本政府の教育課題も、グローバルイノベーションのなかの競争人材（グローバルリーダー）の育成にとどまらず、SDGsやGCEDなど広く国際社会の教育課題に応答できる市民的資質の育成でなければならない。

最後に、人権教育との関連でいえば、国際理解教育は、当センター研究第5部の研究グループがまとめた『人権教育総合年表―同和教育、国際理解教育から生涯学習まで』（上杉・平沢・松波編、明石書店、2013年）にあるように、戦後の出発のときから、ユネスコの平和と人権の文化をその土台としており、その上に、「国際理解教育の建物」として学校や社会での実践があり、カリキュラム開発などの理論的な営為があるものと信じている。



## 新人ボランティア人権ガイドの紹介



ボランティア人権ガイド  
（八期生 二〇一四年度ガイド登録）

吉野 克行

『ボランティア人権ガイド』の募集のメールを頂き、募集要項に「京都の観光地を人権という新しい視点で見ることでも人権意識を高める」とありましたので、観光ガイドにも役立つのであればと軽い気持ちで応募しました。しかし研修内容は非常に濃いもので驚きとともに無知な自分が務まるのだろうかと思いつつも、ながらも勉強に励みました。

基礎研修は「人権からみた京都（古代・中世・近世・近現代）」を学びました。

実施研修では、経験豊富な現役ガイドさんから清水寺・耳塚・柳原銀行をご丁寧にご案内と心得を教えてくださいました。

又、研修生同士がガイドになったつもりで銀閣寺・水

平社創立の地・広隆寺・龍安寺など8ヶ所にて人権ガイド体験を積み重ねて来ました。

特別研修も「下京いきいき市民活動センター」にて講演と柳原銀行の見学と「ツラッティ千本」においても講演と見学で人権意識を高めることが出来ました。

人権大学講座の「人権ゆかりの地をたずねて」を受講し、それは人権ガイドとして必要な知識でしたので場面に応じて活用していきたいと思いました。

観光ガイドも同じですが、「見て聴いて楽しんで頂く」には、今まで観光ガイドで活用していた『紙芝居』で、お客様を前に引き付け、楽しんで頂くことが、大切であると常々感じていました。

「9月15日に東寺と水平社創立の地のガイド依頼があります」とメールを頂き、不安ながらも挑戦させて頂くことにしました。

私に先立って東寺に47名様のご団体客のガイド依頼があり先輩と新人ガイドの2名が担当することを知りました。お客様にも了解を得て参加させて頂きました。

いよいよガイドの日です。待合せは東寺の駐車場です。4時間の長旅の疲れも感じない元気な方々でした。

東寺では、「金堂・講堂・五重塔」を案内、金堂の薬師如来坐像の台座の十二神将が貸出中でありお見せすることが出来ませんでした。どこに貸出中なのか確認しておけば入室前に説明できたのと思う一場面がありました。

東寺支配下の散所が7ヶ所もあり、広範囲に関わっていたことに驚かれています。

昼食後、「全国水平社創立の地」では、人権宣言文に「侮辱をするために投げつけられた差別の言葉を逆手にとつて、人間としての誇りがみなぎり決然と胸をはった人間に光あれ」とあり切実な思いが伝わってきますとの声が聴かれました。

そして、ここから見える平安神宮の大鳥居と將軍塚の由来と青龍殿の移築前と移築後を『紙芝居』で写真をお見せすると興味を持たれ、次回京都に来るときは、將軍塚の青龍殿に是非行きたいとの事でした。

『紙芝居』を活用しましたので、スムーズに案内することが出来ました。

私の『紙芝居』とは、クリアファイルに案内コース順にそれぞれの寺社の説明ポイントと写真・絵図(案内中に実物が見て頂けないもの)を中心に作成したもので見て理解して頂けるようにしています。

11月5日に「護王神



社・伊東柱の詩碑・六角堂」のコース依頼がありました。一週間前にご挨拶の電話をした時に担当者、護王神社から伊東柱の詩碑までのコースを提案させて頂くと、それは嬉しい皆喜ぶでしょうと言われました。

そのコース内容とは、護王神社から蛤御門經由京都御苑を案内しながら、同志社大学の正門から入り、クラーク記念館・ハリス理化学館(共に重要文化財)を案内しながら目的地の「伊東柱の詩碑」を巡りました。立派な学舎のところにあるのですね、と感心されていました。その近くにある、三葉の松(別名三鈴の松)では、弘法大師空海が唐から帰国する時に「三鈴杵」を明州の浜から投げると紫雲たなびき、雲に乗り高野山へ飛び真言密教の聖地になったことなどをお話すると知らなかったと言われ「お守り」として拾って帰ろうとする方が多かったです。

昼食後、聖徳太子を開基として創建、へそ石の伝説、沐浴の池跡などを紹介しました。又、比叡山からの百日参り、数度の火災、現建造物は明治時代のものなどと、ご住職のこだわりのビル建築についても説明させて頂きました。皆さんに感動して頂けたことが大変良かったと思います。

翌日にお礼のメールが届いたとの連絡を頂き嬉しく思いました。これを励みとし人権についても、皆様方に教えて頂きながらガイドを続けていきたいと思っています。

# 京都市こころの健康 増進センターのご案内

所長 波床 将材

当センターは、精神保健福祉法に基づく京都市の「精神保健福祉センター」として、平成九年に開設しました。精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を目的として、各都道府県と政令市に設置が義務付けられているものです。開設以来、市立病院の北側にありましたが、平成二十七年九月に、京都市地域リハビリテーション推進センター（中京区壬生仙念町30）の建物の二・三階に移転しました。

当センターには相談援助課とデイ・ケア課があり、それぞれの業務について紹介させていただきます。

## ・相談援助課の業務

相談援助課では、こころの悩み全般のほかに、依存症、

ひきこもり等について、電話や来所での相談を受けています。また、精神障害に関して市民への啓発を目的と

した講演会や各種リーフレットの発行、精神保健に関する専門職への技術支援・研修会の開催、ご家族のアルコール問題やひきこもりに悩む方のための「家族教室」の開催、ひきこもり当事者の集い、精神障害者のための無料法律相談などを行っています。このほか、ギャングル依存症やアルコール依存症で悩む方々、また自死遺族の方々の自助グループも、当センター内で定期的に開催されています。

## ・デイ・ケア課の業務

デイ・ケア課では、平成十八年度から実施している「統合失調症の方のための就労準備デイ・ケア」に加え、平



成二十六年から「うつ病の方のための症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイ・ケア」を行っています。週四日の通所を通じて生活リズムを整え、さらに集団活動を通じて働くための自信や基礎的な体力・持続力等を取り戻し、その後の実践コースでは、職場実習等で働く上で必要な実践的な力を身につけます。

うつの方のプログラム例

費用・医療費がかかります。健康保険適用。自立支援

医療費制度利用可。(負担額は個人により変わります)  
利用方法・利用ご希望の方は、まずお電話ください。見学日のご案内をします。

	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日
午前	園芸	フィットネス	デスクワーク	園芸
	書道	パソコン		パソコン
午後	自律訓練 健康教室	集団認知 行動療法 アサーション	バレーボール 卓球	スロー フィットネス



ご相談はまずは相談専用電話にお電話ください。

相談専用電話 おはなし

**☎075-314-0874**

月曜～金曜 9:00～12:00 / 13:00～16:00  
\*祝日・年末年始を除く

自死遺族・自殺予防こころの相談電話  
「きょう・こころ・ほっとでんわ」 こころまる

**☎075-321-5560**  
(専用回線)

毎週月曜日・火曜日 9:00～12:00  
木曜日 13:00～16:00  
\*祝日・年末年始を除く

【お問い合わせ先】

相談援助課  
TEL 075-314-0355  
FAX 075-314-0504

デイ・ケア課  
TEL 075-314-0510  
FAX 075-314-0542

京都市では、今後、さらに児童福祉センターの機能を合わせて、身体・知的・精神の三障害を総合的に支援する施設を建設する計画もあります。これからも当センターの業務に関して、市民の皆様のご指導、ご支援を賜りますようお願い致します。

当センターのホームページ (<http://kyoto-kokoro.org/>) やフェイスブック (<https://www.facebook.com/kokorohotou/>) でも情報を発信しておりますので、是非一度ご覧下さい。

## 人権フォーラム 「人権の世紀」の実現に向けて

研究センター専任研究員

矢野 亮

一二月六日、京都テルサにおいて、「人権フォーラム」が開催されました。

フォーラムの前半では、世界人権問題研究センター研究第五部長の上杉孝實さん（京都大学名誉教授）のご挨拶の後、石元清英さん（センター第二部研究員・関西大学社会学部教授）による基調講演がおこなわれました。

「人権に関する教育・啓発の現状と課題」同和問題から考えるさまざまな人権問題」と題した基調講演では、石元教授が十数年前より大学生を対象に実施してきた、人権教育に関するアンケート調査の分析結果から、興味深いご報告がなされました。

これをうけ、フォーラムの後半にはパネルディスカッションがおこなわれました。上杉孝實さん、石元清英さん、伊藤悦子さん（センター研究員・京都教育大学教育学部教授）、山本崇記さん（センター研究員・静岡大学人文社会科学部准教授）がパネラーとして登壇され、フロアを巻き込んだ、有意義な討論が繰り広げられました。

### ◆基調講演

基調講演で、石元さんは、大学生たちが抱いている「部

落のイメージ」が一面的であることをデータに基づき解説されました。それは、「暗い」「貧しい」「閉鎖的」というものです。また、学生のレポートには、「部落」というのは、「交通の便が悪いところにある」「山奥や崖下など隠れた場所に住んでいる」「住民票がない」等という、全くの誤解に基づく記述もあると話します。学生たちが、このような間違った部落イメージを抱いたまま社会に出ていき、学び直す機会もないことを考えると、大学での部落問題や人権学習の機会は人生において非常に貴重な場所となっていると言います。では、高校までに部落問題について、どのようなことを教わってきたのかという点と、主に「江戸時代の賤民身分の人びとがずっとかみつけている」という内容であることがわかります。こうした知識が、「暗い」「貧しい」「閉鎖的」語りは「近親結婚が多い」などというような異質視へと繋がっているのではないかと考察されます。深刻なのは、同和教育の経験がある学生でも同様の結果が出たことです。部落問題学習が部落に対する誤解や偏見を批判する力になっていないのではないかとということが示唆されます。これまでの教育課程において、正されるはずの知識が正されず、日常生活で学習機会や語り合う機会もないという実態が浮き彫りとなっています。

では、なぜ、習ったにもかかわらず、学生たちはそれを自分事（身近な問題）として実感できないのでしょうか。これは人権教育・啓発の、いわば「入り口」に課題がある点が考えられると話します。この点を解明する概念として、misogyny（見下し意識）を紹介されます。日常生活を営むうえで必要のない低い知識なので身につけなくても善いとする「見下し意識」が正しい知識を遠ざけているのではないかと意識は身につかないのではないかと、その

ためには、身近な日常生活にある問題として実感させることから始めることが有効かも知れないと指摘されます。近年の若年層を対象とした調査結果からは、「被差別部落の人」との接触経験が若年層では減少している実態も示され、被差別部落の人びとの存在は、ますます、「見えないう存在」になってきていることが懸念されます。偏見が独り歩きしやすくなっている背景には、こうした不可視化という実態があり、部落問題や人権学習を促進するためには可視化（＝見える化）が課題となっておりと指摘されます。また、部落問題については、同和対策の法期限切れ（二〇〇二年）を契機に、若年層の学習機会が減少しており、こうした事態をふまえて人権教育・啓発の現状と課題について、一層、深く考える必要があると提起されました。

#### ◆シンポジウム

シンポジウムは、「石元さんの基調講演によって人権教育の現状と課題がうきぼりとなった。身近な問題としてどのように若年層に実感させつつ教育していくのかが問われている」と上杉孝實さんが提起し、基調講演に対応する形式で各パネラーからの質疑討論が行われました。まず、伊藤さんからは、「部落において近親婚が多いという話があったが、教育現場の私たち自身が問われるデータであった。教えた内容が偏見をばらまいていると言っても過言ではない」と、教育現場における人権啓発の困難さが確認されました。また、若年層のなかには積極的に学ぼうとする回答もあり、中高年層では具体的な規範意識（人権教育の効果）が認められるのではないかと、という指摘がなされました。

次に、山本さんからは、可視化について付言がありました。「現在、生きているヘイトスピーチの実情を鑑みると、地域の隣保館が『人権の拠点』であるがゆえに、そこをター

ゲットとして彼らは行動を起こしている。可視化とともに考えるべき事として、ヘイトスピーチのターゲットになつてしまふという側面とそれを引き受ける人びとの負担の問題をきちんと考えながら、どのように可視化していくのかという課題である」という指摘がなされました。

以上のコメントをうけ、石元さんからは、「未だに、結婚差別があり、他者から初めて、突発的に部落当事者であることを告げられるような事態がある。こうした文脈において、見える化・語り合うことの促進を提起している」。また、総合的な実態としては、「深刻化しているという認識ではなく、前進していると考えている。例えば、セクシャルハラスメントの状況は、可視化を通じて取り組みや対策が実施され、一定の成果が認められる」と応答された。さらに、「部落問題が『見えない問題』になりつつあるという問題についていえば、九〇年代以降は経済的に安定した人口が流出しているという都市型部落の実態が指摘できる。近年、大阪などでは、改良住宅を壊して、戸建て住宅建設が増えていく傾向がある。その結果、『部落の問題が薄まっていく』という現象である。同様の現象としてホームレス問題がある。ジェントリフィケーションによって、いわば『散在』させ、不可視化させることで、問題解決が図られている現状がある。こうした事態に対して、『見える化』を提起している」と、あらためて現状の文脈において可視化の実践の意味を訴えられた。フロアからも活発な質疑と応答が行われました。さいごに、上杉孝實さんが「部落問題をつうじて様々な人権課題にとりくみ、どのようにして人権社会を築くのかを考えていく必要がある。また、近現代（史）における日本の社会構造の問題として、部落や在日などの問題をとらえ、考えていくことが重要である」とことが確認され、閉会を迎えました。

# 2015年度 人権大学講座

## ■ 講座日程表／講座内容

月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
12月29日 (金)	講義	14:00～15:40	人権の理念と人権問題	大谷 實	理事長
	修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

## 講義会場 ※受付：各回午後1時30分～



### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町375番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- ・京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- ・京都市バス、京都バス、JRバス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 受講料

1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

## 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都信用金庫	本店	普通	1269372
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

## 申込先

### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町290番地1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心にとっています。

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊:年4回発行)『年報』の無償送付
- ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
- ・「人権大学講座」の無料受講
- ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
- ・当センター主催の講演会等への優先案内

## 歴史のなかの人権文化

定価 1,500円 (税別)



## 人権問題研究叢書

- |                                                      |                                                     |                                                               |                                                                     |                                                                            |                                                                            |                                           |                                         |                                          |                                                                            |                                        |                                           |                                                  |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ⑬ 歴史のなかの人権文化<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑫ 職能民へのまなざし<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 二〇〇〇円<br>+税 | ⑪ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>二〇一三年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑨ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一二年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑧ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一一年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権<br>田端泰子 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑥ 京都の中の渡来文化<br>上田正昭 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑤ 人権から見た近代京都<br>秋定嘉和 著<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | ④ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一〇年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ③ 朝鮮通信使と京都<br>仲尾 宏 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ② アイス・台湾・国際人権<br>安藤仁介 著<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | ① 救済の社会史<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|

— 公益財団法人 世界人権問題研究センター 刊 —

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



## 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)